

◎濃厚接触者等の情報共有に係るQ & A

Q 1. 情報共有についての同意は、必ず事前にとる必要があるか。

A 1. 事前にとっておくか否かは、事業所の判断におまかせをしますが、もしもの時に同意がとれていない場合は、その方の情報共有について、市から関係事業所にお知らせをすることはできません。

Q 2. 情報共有についての同意は、どこがとるべきか。

A 2. 優先順位としては、利用の頻度が高い事業所が依頼していただきたいと考えております。福祉サービスの利用頻度が同じ程度の場合は、双方の事業所で連絡を取り合って決めるか、自事業所で率先して依頼してください。

Q 3. 施設入所者についても同意をとる必要があるか。

A 3. 他法人の福祉サービスを利用している場合は、同意をとるようにしてください。

Q 4. 他の事業所で同意書がとれているか確認する方法がありますか。

A 4. 必要に応じて本人又はご家族にご確認ください。

Q 5. 家族の同意は、どういった場合にとる必要があるか。

A 5. 本人の意思表示が難しい場合や、家庭的に家族の同意もとっておいた方が良いと判断される場合に、家族の同意もとってください。

Q 6. 同意書は、どこが保管するのか。

A 6. 同意書をとった事業所において保管してください。